

令和3年3月

伊那市議会定例会議案  
関係資料

令和3年2月26日

## 令和3年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第2号関係資料	令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）変更内容説明資料……………	3
議案第3号関係資料	総合整備計画（上新山辺地）新旧対照表……………	4
議案第4号関係資料	六道原工業団地産業用地位置図……………	6
議案第5号関係資料	伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事変更内容説明資料……………	7
議案第7号関係資料	伊那市選挙公報の発行に関する条例新旧対照表……………	8
議案第8号関係資料	伊那市組織条例新旧対照表……………	9
議案第9号関係資料	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照 表……………	10
議案第10号関係資料	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	11
議案第11号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表……………	12
議案第12号関係資料	伊那市通所支援施設条例新旧対照表……………	13
議案第13号関係資料	伊那市国民健康保険条例新旧対照表……………	15
議案第14号関係資料	伊那市介護保険条例新旧対照表……………	16
議案第15号関係資料	伊那市キャンプ場条例新旧対照表……………	17
議案第16号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表……………	19
議案第17号関係資料(1)	伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例新旧対照表……………	21
議案第17号関係資料(2)	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表……………	22
議案第19号関係資料	渡場いきいき交流施設位置図……………	24

## 議案第2号関係資料

### 令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）変更内容説明資料

工 事 名	令和元年度 環状南線道路整備工事（小黒西2工区）			
工種、金額 及び 相手方	工 種	金 額		相 手 方
	土木一式工事	変更前の契約金額	690,976,000円 (内消費税 62,816,000円)	池田・清野特定建設工事共同企業体 代表構成員 池田 幸平
		変更後の契約金額	699,699,000円 (内消費税 63,609,000円)	
		変 更 金 額	8,723,000円 (内消費税 793,000円)	
変更工事概要	1 施工延長の変更に伴う道路構造物及び舗装工事の増工 2 土砂仮置場の整地工事の増工			
工 事 期 間	令和2年5月29日から令和3年3月26日まで			
主 な 財 源	社会資本整備総合交付金（交付率55%） 公共事業等債（充当率100%、交付税算入率50%）			

# 議案第3号関係資料

## 総合整備計画（上新山辺地）新旧対照表

（傍線の部分は変更部分）

旧	新
<p data-bbox="504 387 696 414">総合整備計画書</p> <p data-bbox="640 435 967 475">長野県伊那市 <small>かみにいやま</small> 上新山辺地</p> <p data-bbox="640 496 1008 523">辺地の人口<u>355人</u>：面積9.3Km<sup>2</sup></p> <p data-bbox="87 536 165 563">1 略</p> <p data-bbox="87 608 566 635">2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p data-bbox="109 644 1099 855">本辺地は、伊那市の東に位置し、三方を山に囲まれた標高600～1,000メートルの丘陵地に清らかな新山川が流れ、水と緑に囲まれた日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落である。本市では、2014年度（平成26年度）に本辺地を含む新山地区を「田舎暮らしモデル地域」の第1号として指定した。また、県内に4地区ある「移住者の受け込み支援に積極的に取り組むモデル地区」の一つとして、長野県の指定を受けている。</p> <p data-bbox="109 865 1099 1042">本辺地に隣接した北新区に立地する新山保育園は、入園希望者の減少により2009年度（平成21年度）から休園していたが、定住促進のための地域活動の成果が現れてきており、2014年度（平成26年度）に富県保育園の分園として再開した。しかし、現在の建物は、1963年度（昭和38年度）に建設され55年が経過した非耐震構造の施設であり、施設の老朽化が深刻な課題となっている。</p> <p data-bbox="134 1418 1099 1445"><u>また</u>、体験交流施設「ふるさと体験館」や、46種類のトンボが飛び交う「トンボ</p>	<p data-bbox="1536 387 1729 414">総合整備計画書</p> <p data-bbox="1677 435 2004 475">長野県伊那市 <small>かみにいやま</small> 上新山辺地</p> <p data-bbox="1677 496 2045 523">辺地の人口<u>342人</u>：面積9.3Km<sup>2</sup></p> <p data-bbox="1128 536 1207 563">1 略</p> <p data-bbox="1128 608 1608 635">2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p data-bbox="1151 644 2141 855">本辺地は、伊那市の東に位置し、三方を山に囲まれた標高600～1,000メートルの丘陵地に清らかな新山川が流れ、水と緑に囲まれた日本の原風景ともいえる自然が息づく山あいの集落である。本市では、2014年度（平成26年度）に本辺地を含む新山地区を「田舎暮らしモデル地域」の第1号として指定した。また、県内に4地区ある「移住者の受け込み支援に積極的に取り組むモデル地区」の一つとして、長野県の指定を受けている。</p> <p data-bbox="1151 865 2141 1153">本辺地に隣接した北新区に立地する新山保育園は、入園希望者の減少により2009年度（平成21年度）から休園していたが、定住促進のための地域活動の成果が現れてきており、2014年度（平成26年度）に富県保育園の分園として再開した。しかし、現在の建物は、1963年度（昭和38年度）に建設され55年が経過した非耐震構造の施設であり、施設の老朽化が深刻な課題となっており、<u>新たな園舎の整備が必要である。それに併せて、給食を一つの施設で調理するといった施設の合理的な運用を行うため、小学校の給食調理も行う共同給食調理場の整備を行うが、小学校へ給食を配送する車両の整備も必要である。</u></p> <p data-bbox="1151 1163 2141 1409">また、<u>新山小学童クラブは、当初新山保育園内の一室を使用し、2014年度（平成26年度）に開設したが2016年度（平成28年度）に園児の増加のため、地区集落センターへ移転した。しかし、学校からの距離があるばかりでなく、地区集落センターは土砂災害危険区域に指定されており、児童の安全対策を講じる必要があることや、放課後子ども教室（学習支援）事業と放課後児童クラブ（学童クラブ）事業を同一施設内において実施することなどから、通所児童の安全面や衛生面等の向上を図るため、整備を行う必要がある。</u></p> <p data-bbox="1176 1418 2107 1445"><u>本辺地には</u>、体験交流施設「ふるさと体験館」や、46種類のトンボが飛び交う</p>

旧						新																																																																					
<p>の楽園」など、恵まれた自然条件を活かした観光資源が多く点在しているが、新築時の仕様が時代に合わなくなってきたことや施設の老朽化等の理由から、十分に活用できていない状況がある。地域住民による活発な移住・定住促進の活動が展開されている本辺地においては、来訪者や移住希望者と地域住民との交流を深めるため、時代のニーズに沿った新しい付加価値を有する体験交流施設の整備を行う必要がある。</p> <p>さらに、体験交流施設周辺の市道は、狭く、屈曲した箇所が多く、路面の整備も遅れていることから、地域住民の安全で安心な生活環境や来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要がある。</p>						<p>「トンボの楽園」など、恵まれた自然条件を活かした観光資源が多く点在しているが、新築時の仕様が時代に合わなくなってきたことや施設の老朽化等の理由から、十分に活用できていない状況がある。地域住民による活発な移住・定住促進の活動が展開されている本辺地においては、来訪者や移住希望者と地域住民との交流を深めるため、時代のニーズに沿った新しい付加価値を有する体験交流施設の整備を行う必要がある。</p> <p>さらに、体験交流施設周辺の市道は、狭く、屈曲した箇所が多く、路面の整備も遅れていることから、地域住民の安全で安心な生活環境や来訪者の利便性を図るため、計画的に道路環境を整備していく必要がある。</p>																																																																					
<p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>2019年度（平成31年度）から2023年度まで5年間</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>						<p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）まで5年間</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業 主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新山保育園建設 事業</td> <td>伊那市</td> <td>342,000</td> <td>0</td> <td>342,000</td> <td>96,000</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>427,800</td> <td>0</td> <td>427,800</td> <td>181,800</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	特定財源	一般財源	新山保育園建設 事業	伊那市	342,000	0	342,000	96,000	略						合 計		427,800	0	427,800	181,800	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分 事業 主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新山保育園建設 事業</td> <td>伊那市</td> <td>537,900</td> <td>256,000</td> <td>281,900</td> <td>135,900</td> </tr> <tr> <td>新山給食配送車 両整備事業</td> <td>伊那市</td> <td>8,000</td> <td>0</td> <td>8,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>新山小学童クラ ブ整備事業</td> <td>伊那市</td> <td>46,000</td> <td>26,000</td> <td>20,000</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>677,700</td> <td>282,000</td> <td>395,700</td> <td>237,100</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	特定財源	一般財源	新山保育園建設 事業	伊那市	537,900	256,000	281,900	135,900	新山給食配送車 両整備事業	伊那市	8,000	0	8,000	4,000	新山小学童クラ ブ整備事業	伊那市	46,000	26,000	20,000	11,400	略						合 計		677,700	282,000	395,700	237,100
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額																																																																						
			特定財源	一般財源																																																																							
新山保育園建設 事業	伊那市	342,000	0	342,000	96,000																																																																						
略																																																																											
合 計		427,800	0	427,800	181,800																																																																						
施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額																																																																						
			特定財源	一般財源																																																																							
新山保育園建設 事業	伊那市	537,900	256,000	281,900	135,900																																																																						
新山給食配送車 両整備事業	伊那市	8,000	0	8,000	4,000																																																																						
新山小学童クラ ブ整備事業	伊那市	46,000	26,000	20,000	11,400																																																																						
略																																																																											
合 計		677,700	282,000	395,700	237,100																																																																						



1 提供用地	
団地名及び区画	六道原工業団地B区画
地番及び地積	伊那市野底8375番3 (5,730.11㎡)
売却価格	71,053,364円
2 売却先企業	
企業名	株式会社テクノプレニード ヒダ
所在地	岐阜県加茂郡川辺町比久見445番6
資本金	2,000万円
代表者	代表取締役 肥田 彰吾
従業員	63人
事業内容	工業用ゴム製品及びゴム添加材「プレニード」の製造・販売

## 議案第5号関係資料

### 伊那インター工業団地第二期拡張事業B区画整備工事変更内容説明資料

工 事 名	伊 那 イ ン タ ー 工 業 団 地 第 二 期 拡 張 事 業 B 区 画 整 備 工 事			
	工 種	金 額		相 手 方
工種、金額 及 び 相 手 方	土 木 工 事	変更前の契約金額	197,813,000円 (内消費税 17,983,000円)	宮下建設株式会社 代表取締役 宮下 金俊
		変更後の契約金額	139,887,000円 (内消費税 12,717,000円)	
		変 更 金 額	-57,926,000円 (内消費税 -5,266,000円)	
変更工事概要	国土交通省の災害関連工事発生土受入に伴う造成工事の減工			
工 事 期 間	令和2年3月16日から令和3年3月22日まで			

## 議案第7号関係資料

### 伊那市選挙公報の発行に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(選挙公報の発行)</p> <p>第2条 伊那市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、伊那市議会議員及び伊那市長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、1回発行しなければならない。</p>	<p>(選挙公報の発行)</p> <p>第2条 伊那市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、伊那市議会議員及び伊那市長の選挙において、候補者の氏名、経歴、政見、<u>写真</u>等を掲載した選挙公報を選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、1回発行しなければならない。</p>
<p>(掲載文の申請等)</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文1通を添えて、当該選挙の選挙期日の告示の日に、文書で委員会に申請しなければならない。</p>	<p>(掲載文の申請等)</p> <p>第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、<u>写真</u>等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の選挙期日の告示の日に、文書で委員会に申請しなければならない。</p>
<p>(選挙公報の発行手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。</p> <p>3 略</p>	<p>(選挙公報の発行手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、<u>写真</u>等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。</p> <p>3 略</p>

## 議案第8号関係資料

### 伊那市組織条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 略</p> <p>企画部</p> <p>(1) 総合企画並びに人権及び男女共同参画に関すること。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>文化スポーツ部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>市民生活部～水道部 略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 略</p> <p>企画部</p> <p>(1) 総合企画に関すること。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>文化スポーツ部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人権及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>市民生活部～水道部 略</p>

## 議案第9号関係資料

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>6～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項<u>（第2号に係る部分に限る。）</u>の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>6～9 略</p>

# 議案第10号関係資料

## 伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 市長は、<u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(保育園等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 市長は、<u>次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p><u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項<u>（第2号に該当する場合に限る。）</u>の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p>
<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>	<p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>

# 議案第11号関係資料

## 伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡場いきいき交流施設</td> <td>伊那市東春近1276番地2</td> </tr> <tr> <td>室町いきいき交流施設</td> <td>伊那市荒井3685番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		渡場いきいき交流施設	伊那市東春近1276番地2	室町いきいき交流施設	伊那市荒井3685番地1	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>室町いきいき交流施設</td> <td>伊那市荒井3685番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		室町いきいき交流施設	伊那市荒井3685番地1	略	
名称	位置																		
略																			
渡場いきいき交流施設	伊那市東春近1276番地2																		
室町いきいき交流施設	伊那市荒井3685番地1																		
略																			
名称	位置																		
略																			
室町いきいき交流施設	伊那市荒井3685番地1																		
略																			

# 議案第12号関係資料

## 伊那市通所支援施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>伊那市通所支援施設条例</p>	<p>伊那市児童発達支援センター条例</p>
<p>(設置) 第1条 児童の日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行うこと等により、児童を心身共に健やかに育成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、<u>伊那市通所支援施設</u>（以下「<u>通所支援施設</u>」という。）を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 児童の日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行うこと等により、児童を心身共に健やかに育成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、<u>伊那市児童発達支援センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p>
<p>(名称及び位置) 第2条 <u>通所支援施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>小鳩園</u> 位置 伊那市山寺1499番地7</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 <u>センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 <u>児童発達支援センター 小鳩園</u> 位置 伊那市山寺1499番地7</p>
<p>(業務) 第3条 <u>通所支援施設</u>は、次に掲げる業務を行う。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関する業務 (2) 法<u>第6条の2第4項</u>に規定する<u>放課後等デイサービス</u>に関する業務 (3) 法<u>第6条の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関する業務 (4) 略</p>	<p>(業務) 第3条 <u>センター</u>は、次に掲げる業務を行う。 (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関する業務 (2) 法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する<u>保育所等訪問支援</u>に関する業務 (3) 法<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援に関する業務 (4) 略</p>
<p>(開館時間及び休館日) 第4条 <u>通所支援施設</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。 (1)～(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、<u>通所支援施設</u>の</p>	<p>(開館時間及び休館日) 第4条 <u>センター</u>の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。 (1)～(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、<u>センター</u>の開館</p>

旧	新
開館時間及び休館日を変更することができる。	時間及び休館日を変更することができる。
<p>(対象者)</p> <p>第5条 <u>通所支援施設</u>を利用することができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第5条 <u>センター</u>を利用することができる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p>
<p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>通所支援施設</u>を利用する者の保護者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 <u>センター</u>を利用する者の保護者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2～3 略</p>

# 議案第13号関係資料

## 伊那市国民健康保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～4 略                      (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)                      5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき                      (新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。                      6～10 略</p>	<p>1～4 略                      (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)                      5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき                      (新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。                      6～10 略</p>

## 議案第14号関係資料

### 伊那市介護保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、125万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、200万円とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>5 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,440円とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,440円」とあるのは、「23,020円」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「16,440円」とあるのは、「42,740円」と読み替えるものとする。</p> <p>9 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第9条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>2 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、125万円とする。</p> <p>3 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、200万円とする。</p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。</p> <p>5 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,440円とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,440円」とあるのは、「23,020円」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「16,440円」とあるのは、「42,740円」と読み替えるものとする。</p> <p>9 略</p>

# 議案第15号関係資料

## 伊那市キャンプ場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金				別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>12,900円</u>	キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>15,000円</u>
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円		日帰り使用	1棟（8人用）1時間	1,600円
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>3,200円</u>	オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	<u>5,000円</u>
	日帰り使用	1サイト1時間	300円		日帰り使用	1サイト1時間	300円
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
テントサイト	宿泊使用	1サイト	<u>1,050円</u>	テントサイト	宿泊使用	1サイト	<u>3,000円</u>
	日帰り使用	1サイト	<u>780円</u>		日帰り使用	1サイト	<u>1,000円</u>
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
ペットサイト	宿泊使用	1サイト	<u>4,500円</u>	ペットサイト	宿泊使用	1サイト	<u>6,000円</u>
	日帰り使用	1サイト1時間	400円		日帰り使用	1サイト1時間	400円
	環境保全費	1人1回	200円		環境保全費	1人1回	200円
略				略			
（2）千代田湖キャンプ場利用料金				（2）千代田湖キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
テントサイト	宿泊使用	<u>1人</u>	<u>300円</u>	テントサイト	宿泊使用	<u>1サイト</u>	<u>2,000円</u>
	日帰り使用	<u>1人</u>	<u>300円</u>		日帰り使用	<u>1サイト</u>	<u>700円</u>
フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人		フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	
		小学生及び幼児（3歳以上）1人				小学生及び幼児（3歳以上）1人	
	日帰り使用	一般（中学生以上）1人		日帰り使用	一般（中学生以上）1人		
		小学生及び幼児（3歳以上）1人			小学生及び幼児（3歳以上）1人		
貸切り（団体に限る。）	宿泊使用		<u>56,000円</u>	貸切り（団体に限る。）		宿泊使用	
	日帰り使用		<u>25,600円</u>		日帰り使用		<u>25,600円</u>

旧				新			
(3) 鹿嶺高原キャンプ場利用料金				(3) 鹿嶺高原キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
略				略			
テントサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	1,500円	フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1人	1,500円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	750円			小学生及び幼児（3歳以上）1人	750円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1人	750円		日帰り使用	一般（中学生以上）1人	750円
		小学生及び幼児（3歳以上）1人	500円			小学生及び幼児（3歳以上）1人	500円
略				略			
備考				備考			
1 略				1 略			
2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、キャビン1,600円、オートキャンプサイト300円、テントサイト <u>150円</u> 、ペットサイト400円を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。				2 宿泊使用の時間を超えて使用する場合は、1時間につき、キャビン1,600円、オートキャンプサイト300円、テントサイト <u>300円</u> 、ペットサイト400円、 <u>フリーサイト100円</u> 、貸切り6,000円を加算する。ただし、連泊して使用する場合は、この限りでない。			
3～4 略				3～4 略			
5 <u>5月、7月及び8月</u> は、20パーセント以内の割増料金を徴することができる。				5 <u>指定管理者が定めて市長が承認した日</u> は、20パーセント以内の割増料金を徴することができる。			
6 <u>千代田湖キャンプ場新宿区夏期施設利用料金</u> については、 <u>市長が別に定める</u> 。				6 <u>千代田湖キャンプ場を営利又は営業のために貸切り使用する場合の利用料金の額は、表に定める利用料金の額に100分の20を乗じて得た額とする。</u>			

# 議案第16号関係資料

## 伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新					
附 則					附 則					
1～4 略 (その他の住宅の家賃の特例) 5 平成28年4月から令和3年3月までの間におけるその他の住宅の入居者の家賃は、中学生以下の子を扶養し、かつ、当該子と同居する場合にあっては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。					1～4 略 (その他の住宅の家賃の特例) 5 平成28年4月から令和6年3月までの間におけるその他の住宅の入居者の家賃は、中学生以下の子を扶養し、かつ、当該子と同居する場合にあっては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。					
別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表					別表第1 (第2条関係) 公営住宅一覧表					
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	
略					略					
大萱団地	略				大萱団地	略				
	伊那市西箕輪7200番地34	簡平	31.57	昭和39年度		伊那市西箕輪7200番地34	簡平	31.57	昭和39年度	<u>20</u> 戸
	伊那市西箕輪7200番地34	簡平	<u>33.71</u>	昭和40年度		<u>8</u> 戸				
	伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度		<u>16</u> 戸				
略					略					
若宮団地	略				若宮団地	略				
	伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度		伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度	<u>32</u> 戸
	略					略				
	伊那市若宮7312番地	簡平	54.10	昭和53年度		伊那市若宮7312番地	簡平	54.10	昭和53年度	<u>4</u> 戸
略					略					

旧	新
備考 略	備考 略

# 議案第17号関係資料(1)

## 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新					
(名称、位置及び区域) 第3条 農業集落排水施設の名称、農業集落排水処理施設の名称並びに位置及び排水施設整備区域は、次のとおりとする。				(名称、位置及び区域) 第3条 農業集落排水施設の名称、農業集落排水処理施設の名称並びに位置及び排水施設整備区域は、次のとおりとする。					
農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設 名称		位置	排水施設整備区域	農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設 名称		位置	排水施設整備区域
略				略					
伊那市西春近小出南部地区農業集落排水施設	西春近小出南部浄化センター	伊那市西春近3756番地	小出三区の地域						
伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	西春近小出北部浄化センター	伊那市西春近135番地	小出一区及び小出二区の一部の区域	伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	西春近小出北部浄化センター	伊那市西春近135番地	小出一区及び小出二区の一部の区域		
略				略					
別表第2 (第15条関係) (1戸につき)				別表第2 (第15条関係) (1戸につき)					
農業集落排水施設の名称		加入金		農業集落排水施設の名称		加入金			
略				略					
伊那市西春近小出南部地区農業集落排水施設		502,000円		伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設		459,000円			
伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設		459,000円							
略				略					

## 議案第17号関係資料(2)

### 伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 下水道事業の排水処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 伊那公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第2に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>27,780人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 1,101.49ヘクタール</p> <p>エ 1日最大汚水量 <u>15,330立方メートル</u> (公共関連特定環境保全公共下水道事業分を含む。)</p> <p>(2) 伊那特定環境保全公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第3に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>19,480人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 <u>762.88ヘクタール</u></p> <p>エ 1日最大汚水量 <u>4,410立方メートル</u> (公共関連特定環境保全公共下水道事業分を除く。)</p> <p>(3) 高遠公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第4に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>3,320人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 190ヘクタール</p> <p>エ 1日最大汚水量 <u>2,320立方メートル</u> (高遠特定環境保全公共下水道事業分を含む。)</p> <p>(4) 高遠特定環境保全公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第5に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>910人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 48ヘクタール</p> <p>(5) 農業集落排水事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第6に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>17,655人</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 下水道事業の排水処理区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 伊那公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第2に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>27,070人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 1,101.49ヘクタール</p> <p>エ 1日最大汚水量 <u>13,490立方メートル</u> (公共関連特定環境保全公共下水道事業分を含む。)</p> <p>(2) 伊那特定環境保全公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第3に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>19,080人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 <u>787.28ヘクタール</u></p> <p>エ 1日最大汚水量 <u>4,480立方メートル</u> (公共関連特定環境保全公共下水道事業分を除く。)</p> <p>(3) 高遠公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第4に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>3,090人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 190ヘクタール</p> <p>エ 1日最大汚水量 <u>1,870立方メートル</u> (高遠特定環境保全公共下水道事業分を含む。)</p> <p>(4) 高遠特定環境保全公共下水道事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第5に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>790人</u></p> <p>ウ 予定処理区域面積 48ヘクタール</p> <p>(5) 農業集落排水事業</p> <p>ア 予定処理区域 別表第6に掲げる区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>16,955人</u></p>

旧	新
ウ 予定処理区域面積 <u>531.15ヘクタール</u> エ 1日最大汚水量 <u>5,687立方メートル</u> (6) 略	ウ 予定処理区域面積 <u>507.15ヘクタール</u> エ 1日最大汚水量 <u>5,456立方メートル</u> (6) 略

# 渡場いきいき交流施設位置図



### 譲与建物の概要

所在地	伊那市東春近1276番地2
構造規模	木造平屋建て 209.92㎡
しゅん工年月日	平成22年10月20日